二　原油（前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　原油の一キロリットル当たりの精製に伴い精製される原油の貯蔵に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇〇〇二九

ロ　イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇二六

12　令別表第八の二の項の下欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇〇〇一二とする。

13　令別表第八の二の項の下欄のチ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原料は、別表第六の第二欄に掲げる原料とし、同項の下欄のチ(1)の環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる原料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。

14　令別表第八の二の項の下欄のチ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇〇〇〇〇九五とする。

15　令別表第八の二の項の下欄のリの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇一七とする。

16　令別表第八の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　エチレン（エタンから製造されたものに限る。）　〇・〇〇六〇

二　エチレン（前号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇三〇

三　酸化エチレン　〇・〇〇一八

四　カーボンブラック　〇・〇二九

二　原油（前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　原油の一キロリットル当たりの精製に伴い精製される原油の貯蔵に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇〇〇二七

ロ　イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量　〇・〇〇〇〇三三

（新設）

9　令別表第八の二の項の下欄のへの環境省令・経済産業省令で定める原料は、別表第六の第二欄に掲げる原料とし、同項の下欄のへの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる原料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。

（新設）

10　令別表第八の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　カーボンブラック　〇・〇〇〇三五

二　コークス　〇・〇〇〇一三

三　エチレン　〇・〇〇〇〇一五

四　一・二―ジクロロエタン　〇・〇〇〇〇〇五〇

五　（略）

（削る）

17　令別表第八の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　乳用牛　〇・一〇

二　肉用牛　〇・〇六三

三　（略）

四　めん羊　〇・〇〇八〇

五　山羊　〇・〇〇五〇

六　豚　〇・〇〇一四

七　（略）

18　（略）

19　令別表第八の五の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　馬　〇・〇〇二三

二　（略）

三　山羊　〇・〇〇〇二〇

四　（略）

五　うさぎ　〇・〇〇〇八〇

六　ミンク　〇・〇〇〇六八

20　令別表第八の五の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　牛　〇・〇〇一一

二　鶏　〇・〇〇〇〇五九

21　令別表第八の六の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める水田は、次の各号に掲げる水田とし、同欄の環境省令・経済産業

五　（略）

六　メタノール　〇・〇〇二〇

11　令別表第八の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　乳用牛　〇・一一

二　肉用牛　〇・〇六六

三　（略）

四　めん羊　〇・〇〇四一

五　山羊　〇・〇〇四一

六　豚　〇・〇〇一一

七　（略）

12　（略）

13　令別表第八の五の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　馬　〇・〇〇二一

二　（略）

三　山羊　〇・〇〇〇一八

四　（略）

（新設）

14　令別表第八の五の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇一三とする。

15　令別表第八の六の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める水田は、次の各号に掲げる水田とし、同欄の環境省令・経済産